



茨城 県 報

第 1 6 1 2 号

平成16年10月18日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

● 研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則 (新線沿線整備課)	1
● 研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則 (新線沿線整備課)	13
告 示	
● 町の区域の一部変更 (市町村課)	24
● 字の区域の廃止及び町の区域の設定 (市町村課)	25
● 字の名称の変更 (市町村課)	26
● 平成16年度茨城県准看護師試験の実施 (厚生指導課)	27
● 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	32
公 告	
● 家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)	35
● 都市計画の案の縦覧 (都市計画課)	35
● 落札者等の公示 (中央病院)	36

規 則

茨城県規則第81号

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則を次のように定める。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
第 2 章 抽選 (第 3 条―第 9 条)
第 3 章 競争入札 (第10条―第23条)
第 4 章 随意契約 (第24条―第26条)
第 5 章 契約の締結 (第27条―第29条)

第 6 章 契約の履行 (第30条—第33条)

第 7 章 契約の解除 (第34条)

第 8 章 雑則 (第35条)

付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地地区画整理事業施行規程を定める条例（平成12年茨城県条例第81号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、保留地の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(保留地の処分価格)

第 2 条 保留地の処分価格は、抽選又は随意契約による場合にあっては条例第 8 条に規定する処分予定価格とし、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）による場合にあっては条例第 8 条に規定する処分予定価格を下らない落札金額をもってその処分価格とする。

第 2 章 抽選

(抽選の参加資格)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1) 抽選に係る保留地の売買契約（以下「契約」という。）を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 抽選に参加しようとする者を妨げた者
- (4) 抽選の公正な執行を妨げた者
- (5) その他知事が抽選に参加させることが不適当と認めた者

(抽選の公告)

第 4 条 知事は、抽選により保留地を処分しようとするときは、抽選の期日の前日から起算して14日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 保留地の位置、地積及び処分価格
- (2) 抽選参加に必要な資格
- (3) 申込受付の期間及び場所
- (4) 抽選の日時及び場所
- (5) 抽選の決定に関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項

(抽選参加の申込み)

第 5 条 抽選に参加しようとする者は、抽選参加申込書（様式第 1 号）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(抽選の方法)

第 6 条 抽選は、公開で行うものとする。

(抽選の中止等)

第 7 条 知事は、災害その他特別の事情により抽選を行うことが困難であると認めたときは、当該抽選を中止し、若しくは延期し、又は取り消すことができる。この場合において、抽選参加の申込者が損失を受けても補償の責めを負わないものとする。

(当選者)

第 8 条 知事は、第 6 条の規定により行った抽選をもって当選者を決定するものとする。

(補欠者)

第 9 条 知事は、前条の当選者のほか、補欠者を抽選で選出するものとする。

2 当選者が契約を締結しないときは、前項に規定する補欠者を当選者とする。

第 3 章 競争入札

(入札の参加資格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 入札に参加しようとする者を妨げた者
- (4) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (5) その他知事が入札に参加させることが不適当と認めた者

(入札の公告)

第11条 知事は、一般競争入札により保留地を処分しようとするときは、入札の期日の前日から起算して14日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 保留地の位置及び地積
- (2) 入札参加に必要な資格
- (3) 入札参加申込受付の期間及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 契約条項を示す場所
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 落札の決定に関する事項
- (9) その他知事が必要と認める事項

(入札参加の申込み等)

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式第 2 号）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申込みがあったときは、第10条の規定による入札の参加資格の有無を審査し、その審査結果をその者に通知するものとする。

(入札保証金)

第13条 知事は、一般競争入札を行おうとするときは、入札の参加者にその者が見積もる契約金額の100分の 5 以上の額の入札保証金を指定する期日までに納付させるものとする。

2 前項の入札保証金には、利子を付さないものとする。

(入札)

第14条 入札は、第12条第 2 項の通知を受け、かつ、前条第 1 項に規定する入札保証金を納付した者（以下「入札者」という。）について行う。

(入札の方法)

第15条 入札は、入札者又はその代理人が、入札書（様式第 3 号）を入札箱に投かんして行うものとする。

2 知事が締切りを宣した後は、入札書を投かんすることができない。

3 入札箱に投かんした入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第16条 第7条の規定は、一般競争入札の場合について準用する。

(開札)

第17条 開札は、第11条の規定により公告した入札の場所において入札の終了後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(入札の無効)

第18条 知事は、入札を行った場合において、入札者の入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に指定した事項に違反した入札

2 知事は、前項の規定により入札を無効とする場合は、開札に立ち会った入札者又はその代理人の面前で、当該入札が無効である旨を知らせるものとする。

(落札者の決定)

第19条 知事は、入札者のうち、処分予定価格を下回らずに最高の価格で入札をした者を落札者とする。

2 知事は、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 知事は、落札者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び落札金額を開札に立ち会った入札者又はその代理人に知らせなければならない。

(落札者の決定の取消し)

第20条 知事は、落札者が契約を締結する意思のないことを申し出たときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(入札保証金の返還又は帰属)

第21条 入札保証金は、落札者に対しては第29条第1項に規定する契約保証金の納付後、その他の者に対しては落札者の決定後返還するものとする。ただし、前条の規定により落札者の決定が取り消されたときは、当該落札者の入札保証金は県に帰属する。

(指名競争入札の通知)

第22条 知事は、指名競争入札により保留地を処分しようとするときは、あらかじめ、当該入札に参加させようとする者を指名し、第11条に掲げる事項をその者に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第10条及び第13条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約による処分)

第24条 知事は、保留地を処分しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供するため、保留地を必要とするとき。
- (2) 事業により造成する市街地及び周辺地域の健全な発展を促進する公益的施設の設置のため、当該施設の設置者

が保留地を必要とするとき。

(3) 抽選により保留地を処分しようとした場合において、抽選参加の申込者がいないとき又は当選者が契約を締結しないとき。

(4) 競争入札により保留地を処分しようとした場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、抽選又は競争入札によることが適当でないと知事が認めるとき。

(処分の相手方の資格)

第25条 前条第2号から第5号までのいずれかに該当する場合における随意契約の相手方となることができる者の資格については、第3条の規定を準用する。

(買受けの申込み)

第26条 知事は、随意契約により保留地を処分する場合は、当該保留地の買受けを希望する者に対してあらかじめ期日を指定し、保留地買受申込書（様式第4号）により申し出させるものとする。

第5章 契約の締結

(当選者等の決定通知)

第27条 知事は、保留地の処分について、当選者、落札者又は随意契約の相手方を決定したときは、その旨を保留地売却決定通知書（様式第5号）により当該当選者、落札者又は随意契約の相手方に通知するものとする。

(契約の締結)

第28条 前条の規定による通知を受けた者（以下「契約の相手方」という。）は、知事が指定する日までに契約を締結しなければならない。

2 契約の相手方が前項の知事が指定する日までに契約を締結しないときは、知事は、契約の相手方の決定を取り消すことができる。

(契約保証金の納付)

第29条 契約の相手方は、契約の締結日までに契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を知事に納付しなければならない。この場合において、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が国又は地方公共団体その他公共団体であるときは、契約保証金を免除することができる。

3 第1項の契約保証金は、前条第1項の規定により契約を締結した者（以下「契約者」という。）が契約上の義務を履行しないときは、県に帰属する。

4 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

第6章 契約の履行

(契約金額の納付)

第30条 契約者は、契約締結の日から知事が指定する日までの間に契約金額の全額を知事に納付しなければならない。ただし、知事が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第1項に規定する契約保証金は、前項の契約金額に充当するものとする。

(保留地の引渡し)

第31条 知事は、契約金額が完納されたときは、遅滞なく、契約に係る保留地を契約者に引き渡すものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(所有権の移転の時期)

第32条 保留地の処分による所有権の移転の時期は、次に掲げるところによる。

(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第103条第4項に規定する換地処分の公告の日

(以下「換地処分の公告の日」という。) 以前において契約を締結し、かつ、契約金額が完納されたものについては、換地処分の公告の日の翌日。ただし、契約金額が完納されていないものについては、契約金額が完納された日の翌日

- (2) 換地処分の公告の日の翌日以後において契約を締結したものについては、契約金額が完納された日の翌日
(所有権の移転の登記)

第33条 保留地の所有権の移転の登記は、法第107条第2項の規定により換地処分に伴う登記が完了した後、知事が行うものとする。

- 2 前項の登記に必要な費用は、契約者の負担とする。

第7章 契約の解除

(契約の解除)

第34条 知事は、契約者がこの規則又は契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- 2 知事は、前項の規定により契約を解除するときは、これを契約者に通知しなければならない。

第8章 雑則

(住所等の変更の届出)

第35条 契約者（契約者が死亡したときは、その相続人）は、契約締結の日から第33条第1項の登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、住所等変更届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地又はその名称）を変更したとき。
- (2) 死亡（法人の場合にあっては、合併、分割又は解散）したとき。
- (3) 保留地を譲渡したとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

抽 選 参 加 申 込 書

年 月 日

研究学園都市計画事業島名・福田坪

一体型特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業に係る保留地の処分の抽選に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

街 区 番 号	街区		
保 留 地 番 号	号		
地 積	平方メートル		
受 付 年 月 日	抽 選 番 号	抽 選 結 果	備 考

印の欄は記入しないでください。

様式第 2 号 (第12条第 1 項関係)

入 札 参 加 申 込 書

年 月 日

研究学園都市計画事業島名・福田坪

一体型特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業に係る保留地の処分の一般競争の入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札希望物件

街 区 番 号	街区
保 留 地 番 号	号
地 積	平方メートル

2 用途

様式第 3 号 (第15条第 1 項関係)

入 札 書

年 月 日

研究学園都市計画事業島名・福田坪

一体型特定土地地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

入札者住所

ふりがな
氏名

印

ふりがな
上記代理人氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名)

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地地区画整理事業施行規程を定める条例（平成12年茨城県条例第81号）及び研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成16年茨城県規則第81号）を遵守のうえ、下記のとおり入札します。

記

街 区 番 号	街区
保 留 地 番 号	号
地 積	平方メートル
入 札 金 額	円

様式第 4 号 (第26条関係)

保 留 地 買 受 申 込 書

年 月 日

研究学園都市計画事業島名・福田坪

一体型特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、下記のとおり
申し込みます。

記

土地の表示	街 区 番 号	街区
	保 留 地 番 号	号
	地 積	平方メートル
申 込 み 理 由		

様式第 5 号 (第27条関係)

保 留 地 売 却 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

研究学園都市計画事業島名・福田坪

一体型特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 印

あなたが、 年 月 日付けで申し込まれた保留地については、下記のとおり売却することが決定しましたので、研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成16年茨城県規則第81号）第27条の規定により通知します。

なお、 年 月 日までに契約を締結しないときは、この決定を取り消します。

記

処 分 価 格		円
土地の表示	街 区 番 号	街区
	保 留 地 番 号	号
	地 積	平方メートル

様式第 6 号 (第35条関係)

住 所 等 変 更 届

年 月 日

研究学園都市計画事業島名・福田坪

一体型特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで契約を締結した研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の保留地の所有者について、下記のとおり変更がありましたのでお届けします。

記

土地の表示	街 区 番 号	街区
	保 留 地 番 号	号
	地 積	平方メートル
変 更 理 由	1 住所又は所在地変更 2 氏名又は名称変更 3 死亡 4 合併 5 分割 6 解散 7 保留地の譲渡	
変 更 前		
変 更 後		

変更理由の欄は、該当するものに○を付すること。

変更理由が確認できる書類を添付すること。

茨城県規則第82号

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則を次のように定める。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 抽選（第 3 条—第 9 条）
- 第 3 章 競争入札（第10条—第23条）
- 第 4 章 随意契約（第24条—第26条）
- 第 5 章 契約の締結（第27条—第29条）
- 第 6 章 契約の履行（第30条—第33条）
- 第 7 章 契約の解除（第34条）
- 第 8 章 雑則（第35条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業施行規則を定める条例（平成12年茨城県条例第82号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、保留地の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（保留地の処分価格）

第 2 条 保留地の処分価格は、抽選又は随意契約による場合にあっては条例第 8 条に規定する処分予定価格とし、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）による場合にあっては条例第 8 条に規定する処分予定価格を下らない落札金額をもってその処分価格とする。

第 2 章 抽選

（抽選の参加資格）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

- (1) 抽選に係る保留地の売買契約（以下「契約」という。）を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 抽選に参加しようとする者を妨げた者
- (4) 抽選の公正な執行を妨げた者
- (5) その他知事が抽選に参加させることが不相当と認めた者

（抽選の公告）

第 4 条 知事は、抽選により保留地を処分しようとするときは、抽選の期日の前日から起算して14日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 保留地の位置、地積及び処分価格
- (2) 抽選参加に必要な資格
- (3) 申込受付の期間及び場所
- (4) 抽選の日時及び場所
- (5) 抽選の決定に関する事項

(6) その他知事が必要と認める事項

(抽選参加の申込み)

第5条 抽選に参加しようとする者は、抽選参加申込書（様式第1号）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(抽選の方法)

第6条 抽選は、公開で行うものとする。

(抽選の中止等)

第7条 知事は、災害その他特別の事情により抽選を行うことが困難であると認めたときは、当該抽選を中止し、若しくは延期し、又は取り消すことができる。この場合において、抽選参加の申込者が損失を受けても補償の責めを負わないものとする。

(当選者)

第8条 知事は、第6条の規定により行った抽選をもって当選者を決定するものとする。

(補欠者)

第9条 知事は、前条の当選者のほか、補欠者を抽選で選出するものとする。

2 当選者が契約を締結しないときは、前項に規定する補欠者を当選者とする。

第3章 競争入札

(入札の参加資格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 入札に参加しようとする者を妨げた者
- (4) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (5) その他知事が入札に参加させることが不相当と認めた者

(入札の公告)

第11条 知事は、一般競争入札により保留地を処分しようとするときは、入札の期日の前日から起算して14日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 保留地の位置及び地積
- (2) 入札参加に必要な資格
- (3) 入札参加申込受付の期間及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 契約条項を示す場所
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 落札の決定に関する事項
- (9) その他知事が必要と認める事項

(入札参加の申込み等)

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式第2号）に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申込みがあったときは、第10条の規定による入札の参加資格の有無を審査し、その審

査結果をその者に通知するものとする。

(入札保証金)

第13条 知事は、一般競争入札を行おうとするときは、入札の参加者にその者が見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を指定する期日までに納付させるものとする。

2 前項の入札保証金には、利子を付さないものとする。

(入札)

第14条 入札は、第12条第2項の通知を受け、かつ、前条第1項に規定する入札保証金を納付した者（以下「入札者」という。）について行う。

(入札の方法)

第15条 入札は、入札者又はその代理人が、入札書（様式第3号）を入札箱に投かんして行うものとする。

2 知事が締切りを宣した後は、入札書を投かんすることができない。

3 入札箱に投かんした入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第16条 第7条の規定は、一般競争入札の場合について準用する。

(開札)

第17条 開札は、第11条の規定により公告した入札の場所において入札の終了後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(入札の無効)

第18条 知事は、入札を行った場合において、入札者の入札が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効としなければならない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札に関する条件に違反した入札

(3) 茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に指定した事項に違反した入札

2 知事は、前項の規定により入札を無効とする場合は、開札に立ち会った入札者又はその代理人の面前で、当該入札が無効である旨を知らせるものとする。

(落札者の決定)

第19条 知事は、入札者のうち、処分予定価格を下回らずに最高の価格で入札をした者を落札者とする。

2 知事は、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 知事は、落札者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び落札金額を開札に立ち会った入札者又はその代理人に知らせなければならない。

(落札者の決定の取消し)

第20条 知事は、落札者が契約を締結する意思のないことを申し出たときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(入札保証金の返還又は帰属)

第21条 入札保証金は、落札者に対しては第29条第1項に規定する契約保証金の納付後、その他の者に対しては落札者の決定後返還するものとする。ただし、前条の規定により落札者の決定が取り消されたときは、当該落札者の入札保証金は県に帰属する。

(指名競争入札の通知)

第22条 知事は、指名競争入札により保留地を処分しようとするときは、あらかじめ、当該入札に参加させようとする者を指名し、第11条に掲げる事項をその者に通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第10条及び第13条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

第4章 随意契約

(随意契約による処分)

第24条 知事は、保留地を処分しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供するため、保留地を必要とするとき。
- (2) 事業により造成する市街地及び周辺地域の健全な発展を促進する公益的施設の設置のため、当該施設の設置者が保留地を必要とするとき。
- (3) 抽選により保留地を処分しようとした場合において、抽選参加の申込者がいないとき又は当選者が契約を締結しないとき。
- (4) 競争入札により保留地を処分しようとした場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、抽選又は競争入札によることが適当でないと知事が認めるとき。

(処分の相手方の資格)

第25条 前条第2号から第5号までのいずれかに該当する場合における随意契約の相手方となることができる者の資格については、第3条の規定を準用する。

(買受けの申込み)

第26条 知事は、随意契約により保留地を処分する場合は、当該保留地の買受けを希望する者に対してあらかじめ期日を指定し、保留地買受申込書（様式第4号）により申し出させるものとする。

第5章 契約の締結

(当選者等の決定通知)

第27条 知事は、保留地の処分について、当選者、落札者又は随意契約の相手方を決定したときは、その旨を保留地売却決定通知書（様式第5号）により当該当選者、落札者又は随意契約の相手方に通知するものとする。

(契約の締結)

第28条 前条の規定による通知を受けた者（以下「契約の相手方」という。）は、知事が指定する日までに契約を締結しなければならない。

- 2 契約の相手方が前項の知事が指定する日までに契約を締結しないときは、知事は、契約の相手方の決定を取り消すことができる。

(契約保証金の納付)

第29条 契約の相手方は、契約の締結日までに契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を知事に納付しなければならない。この場合において、入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が国又は地方公共団体その他公共団体であるときは、契約保証金を免除することができる。
- 3 第1項の契約保証金は、前条第1項の規定により契約を締結した者（以下「契約者」という。）が契約上の義務を履行しないときは、県に帰属する。
- 4 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

第 6 章 契約の履行

(契約金額の納付)

第30条 契約者は、契約締結の日から知事が指定する日までの間に契約金額の全額を知事に納付しなければならない。

ただし、知事が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第 1 項に規定する契約保証金は、前項の契約金額に充当するものとする。

(保留地の引渡し)

第31条 知事は、契約金額が完納されたときは、遅滞なく、契約に係る保留地を契約者に引き渡すものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(所有権の移転の時期)

第32条 保留地の処分による所有権の移転の時期は、次に掲げるところによる。

(1) 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号。以下「法」という。) 第103条第 4 項に規定する換地処分の公告の日 (以下「換地処分の公告の日」という。) 以前において契約を締結し、かつ、契約金額が完納されたものについては、換地処分の公告の日の翌日。ただし、契約金額が完納されていないものについては、契約金額が完納された日の翌日

(2) 換地処分の公告の日の翌日以後において契約を締結したものについては、契約金額が完納された日の翌日

(所有権の移転の登記)

第33条 保留地の所有権の移転の登記は、法第107条第 2 項の規定により換地処分に伴う登記が完了した後、知事が行うものとする。

2 前項の登記に必要な費用は、契約者の負担とする。

第 7 章 契約の解除

(契約の解除)

第34条 知事は、契約者がこの規則又は契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 知事は、前項の規定により契約を解除するときは、これを契約者に通知しなければならない。

第 8 章 雑則

(住所等の変更の届出)

第35条 契約者 (契約者が死亡したときは、その相続人) は、契約締結の日から第33条第 1 項の登記が完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、住所等変更届 (様式第 6 号) を知事に提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地又はその名称) を変更したとき。

(2) 死亡 (法人の場合にあっては、合併、分割又は解散) したとき。

(3) 保留地を譲渡したとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

抽 選 参 加 申 込 書

年 月 日

研究学園都市計画事業上河原崎・中西

特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業に係る保留地の処分の抽選に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

街 区 番 号	街区		
保 留 地 番 号	号		
地 積	平方メートル		
受 付 年 月 日	抽 選 番 号	抽 選 結 果	備 考

印の欄は記入しないでください。

様式第 2 号 (第12条第 1 項関係)

入 札 参 加 申 込 書

年 月 日

研究学園都市計画事業上河原崎・中西

特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業に係る保留地の処分の一般競争の入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札希望物件

街 区 番 号	街区
保 留 地 番 号	号
地 積	平方メートル

2 用途

様式第 3 号 (第15条第 1 項関係)

入 札 書

年 月 日

研究学園都市計画事業上河原崎・中西

特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

入札者住所

ふりがな
氏名

印

ふりがな
上記代理人氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名)

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業施行規程を定める条例 (平成12年茨城県条例第82号) 及び研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則 (平成16年茨城県規則第82号) を遵守のうえ、下記のとおり入札します。

記

街 区 番 号	街区
保 留 地 番 号	号
地 積	平方メートル
入 札 金 額	円

様式第 4 号 (第26条関係)

保 留 地 買 受 申 込 書

年 月 日

研究学園都市計画事業上河原崎・中西

特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業に係る保留地を買い受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

土地の表示	街 区 番 号	街区
	保 留 地 番 号	号
	地 積	平方メートル
申 込 み 理 由		

様式第 5 号 (第27条関係)

保 留 地 売 却 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

研究学園都市計画事業上河原崎・中西
特定土地区画整理事業施行者 茨城県
代表者 茨城県知事 印

あなたが、 年 月 日付けで申し込まれた保留地については、下記のとおり売却することが決定しましたので、研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則（平成16年茨城県規則第82号）第27条の規定により通知します。

なお、 年 月 日までに契約を締結しないときは、この決定を取り消します。

記

処 分 価 格		円
土地の表示	街 区 番 号	街区
	保 留 地 番 号	号
	地 積	平方メートル

様式第 6 号 (第35条関係)

住 所 等 変 更 届

年 月 日

研究学園都市計画事業上河原崎・中西

特定土地区画整理事業施行者 茨城県

代表者 茨城県知事 殿

住所

ふりがな
氏名

印

(法人の場合にあっては、主たる事務所の

所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで契約を締結した研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業の保留地の所有者について、下記のとおり変更がありましたので、お届けします。

記

土地の表示	街 区 番 号	街区
	保 留 地 番 号	号
	地 積	平方メートル
変 更 理 由	1 住所又は所在地変更 2 氏名又は名称変更 3 死亡 4 合併 5 分割 6 解散 7 保留地の譲渡	
変 更 前		
変 更 後		

変更理由の欄は、該当するものに○を付すること。

変更理由が確認できる書類を添付すること。

告 示

茨城県告示第1427号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水戸市長から同市内の町の区域の一部を次のとおり変更及び設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の一部の変更及び設定の効力は、平成16年11月1日から生ずるものである。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

藤が原1丁目に設定する区域

- 藤井町字十万原 1117の178, 1117の179の一部, 1117の353から1117の355まで, 1117の404, 1117の410から1117の414まで, 1117の416, 1117の417, 1117の422の一部, 1117の488の一部, 1117の1100の一部, 1117の1292から1117の1295まで, 1117の1305の一部, 1117の1309, 1117の1311の一部, 1117の1313
- 同 字冷田 1615から1617まで
- 同 字駒形ハシ 2258の50の一部, 2258の63, 2258の131の一部, 2258の132の一部, 2258の133, 2258の135, 2258の137, 2258の139から2258の141まで, 2258の143, 2258の144の一部, 2258の148, 2258の149, 2258の151から2258の156まで
- 同 字駒形 2258の70の一部
- 同 字豊田 2333の一部, 2334の一部, 2340の一部, 2348の一部, 2349の一部, 2351, 2352, 2357から2359まで, 2368, 2369, 2371の一部, 2372, 2373, 2381, 2382の一部, 2383の一部, 2384

及びこれらの区域に介在する道路、水路である市有地全部

藤が原2丁目に設定する区域

- 藤井町字十万原 1117の176, 1117の177, 1117の297, 1117の314, 1117の348, 1117の372, 1117の1064, 1117の1226の一部, 1117の1227の一部, 1117の1228から1117の1230まで, 1117の1232, 1117の1233, 1117の1235から1117の1237まで, 1117の1239, 1117の1296, 1117の1311の一部, 1117の1312, 1117の1315, 1117の1316, 1117の1321から1117の1330まで
- 同 字駒形ハシ 2258の52, 2258の60, 2258の114, 2258の115, 2258の117, 2258の119, 2258の121, 2258の123, 2258の125から2258の130まで, 2258の131の一部, 2258の132の一部, 2258の150

及びこれらの区域に介在する道路である市有地全部

藤が原3丁目に設定する区域

- 藤井町字十万原 1117の169の一部, 1117の171, 1117の179の一部, 1117の195の一部, 1117の199の一部, 1117の244の一部, 1117の249, 1117の255, 1117の256, 1117の263, 1117の264, 1117の266, 1117の268, 1117の270, 1117の272, 1117の274, 1117の276, 1117の277, 1117の324から1117の327まで, 1117の331, 1117の332, 1117の378, 1117の422の一部, 1117の423, 1117の424, 1117の436, 1117の448の一部, 1117の462の一部, 1117の587, 1117の632, 1117の633, 1117の747の一部, 1117の748の一部, 1117の749, 1117の770から1117の772まで, 1117の860の一部, 1117の861, 1117の862, 1117の866, 1117の959から1117の966まで, 1117の1032, 1117の1092の一部, 1117の1093から1117の1096まで, 1117の1097の一部, 1117の1098, 1117の1264の一部, 1117の1271から1117の1282まで, 1117の1283の一部, 1117の1284から1117の1290まで, 1117の

1291の一部，1117の1297から1117の1304まで，1117の1305の一部，1117の1306から1117の1308まで，1117の1310，1117の1311の一部，1117の1318，1117の1320，1117の1332から1117の1337まで

同 字冷田 1645から1647まで，1648の 1 から1648の 3 まで，1650，1650の 1，1695

同 字豊田 2292の一部，2293の一部，2300の 2，2301，2302，2304の 1，2304の 2，2307，2308，2310から2317まで，2321，2322，2324の 1，2324の 2，2325の 2，2326の 2，2327，2328の一部，2330，2331の 1，2331の 2，2332の 2，2333の一部，2334の一部，2335の 1，2335の 2，2336から2339まで，2340の一部，2341から2347まで，2348の一部，2349の一部

及びこれらの区域に介在する道路，水路である市有地全部

上記地番は平成16年 7 月 1 日現在の登記簿による。

~~~~~

#### 茨城県告示第1428号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により，常陸太田市長から同市と金砂郷町，水府村及び里美村の廃置分合に伴い，これらの町村内の字を廃し，町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお，この届出に係る町の区域の設定の効力は，平成16年12月 1 日から生ずるものである。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

次の表の右欄に掲げる字を廃し，同表の当該左欄に掲げる町を設定する。

（旧金砂郷町に属する区域）

| 変更後の町名 | 変更前の字名 |
|--------|--------|
| 久米町    | 大字久米   |
| 薬谷町    | 大字薬谷   |
| 大里町    | 大字大里   |
| 大平町    | 大字大平   |
| 玉造町    | 大字玉造   |
| 芦間町    | 大字芦間   |
| 花房町    | 大字花房   |
| 新地町    | 大字新地   |
| 松栄町    | 大字松栄   |
| 中野町    | 大字中野   |
| 小島町    | 大字小島   |
| 高柿町    | 大字高柿   |
| 大方町    | 大字大方   |
| 竹合町    | 大字竹合   |
| 箕町     | 大字箕    |
| 下利員町   | 大字下利員  |
| 中利員町   | 大字中利員  |
| 千寿町    | 大字千寿   |
| 岩手町    | 大字岩手   |

| 変更後の町名 | 変更前の字名 |
|--------|--------|
| 上利員町   | 大字上利員  |
| 下宮河内町  | 大字下宮河内 |
| 赤土町    | 大字赤土   |
| 上宮河内町  | 大字上宮河内 |
| 宮の郷町   | 大字宮の郷  |

(旧水府村に属する区域)

| 変更後の町名 | 変更前の字名 |
|--------|--------|
| 松平町    | 大字松平   |
| 和田町    | 大字和田   |
| 東連地町   | 大字東連地  |
| 棚谷町    | 大字棚谷   |
| 国安町    | 大字国安   |
| 和久町    | 大字和久   |
| 町田町    | 大字町田   |
| 西染町    | 大字西染   |
| 中染町    | 大字中染   |
| 東染町    | 大字東染   |
| 河内西町   | 大字西河内上 |
| 天下野町   | 大字天下野  |
| 下高倉町   | 大字下高倉  |
| 上高倉町   | 大字上高倉  |

(旧里美村に属する区域)

| 変更後の町名 | 変更前の字名 |
|--------|--------|
| 里川町    | 大字里川   |
| 徳田町    | 大字徳田   |
| 小妻町    | 大字小妻   |
| 小中町    | 大字小中   |
| 大中町    | 大字大中   |
| 折橋町    | 大字折橋   |
| 小菅町    | 大字小菅   |
| 大菅町    | 大字大菅   |
| 上深荻町   | 大字上深荻  |

茨城県告示第1429号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、日立市長から同市と十王町の廃置分合に伴い、同市内の字の名称の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成16年11月 1 日から生ずるものである。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

次の表の右欄に掲げる字名を、同表の当該左欄に掲げる字名に変更する。

| 変更後の字名      | 変更前の字名   |
|-------------|----------|
| 十王町伊師       | 大字伊師     |
| 十王町伊師本郷     | 大字伊師本郷   |
| 十王町友部       | 大字友部     |
| 十王町友部東 1 丁目 | 友部東 1 丁目 |
| 十王町友部東 2 丁目 | 友部東 2 丁目 |
| 十王町友部東 3 丁目 | 友部東 3 丁目 |
| 十王町友部東 4 丁目 | 友部東 4 丁目 |
| 十王町城の丘 1 丁目 | 城の丘 1 丁目 |
| 十王町城の丘 2 丁目 | 城の丘 2 丁目 |
| 十王町城の丘 3 丁目 | 城の丘 3 丁目 |
| 十王町城の丘 4 丁目 | 城の丘 4 丁目 |
| 十王町城の丘 5 丁目 | 城の丘 5 丁目 |
| 十王町山部       | 大字山部     |
| 十王町高原       | 大字高原     |
| 十王町黒坂       | 大字黒坂     |

茨城県告示第1430号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18号の規定により、平成16年度茨城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

平成16年度茨城県准看護師試験実施要綱

1 実施日時

- (1) 期日 平成17年 2 月27日（日）
- (2) 時間 午後 1 時から午後 3 時30分まで。ただし、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第55号，以下「一部改正省令」という。）附則第 2 項に規定する者（以下「旧カリキュラムに対応した試験の対象者」という。）の場合は午後 1 時から午後 3 時まで。

2 試験場所

茨城大学~~人文学部講義棟~~ 水戸市文京 2 丁目 1 番 1 号

3 試験方法

筆記試験（四肢択一）

4 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第23条に掲げる次の科目とする。

人体の仕組みと働き，食生活と栄養，薬物と看護，疾病の成り立ち，感染と予防，看護と倫理，患者の心理，保

健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

ただし、旧カリキュラムに対応した試験の対象者の試験科目については、解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護、母子看護

## 5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条により、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成17年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成17年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成17年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

## 6 受験する試験の区分

- (1) 一部改正省令による改正後のカリキュラム（新カリキュラム）に対応した試験の対象者  
准看護師学校養成所及び高等学校衛生看護科卒業者（含む見込者）のうち新カリキュラムのみを修習した者  
看護師3年課程（含む大学及び短期大学）卒業者（含む見込者）、外国の看護師等学校卒業者（含む見込者）
- (2) 一部改正省令による改正前のカリキュラム（旧カリキュラム）に対応した試験の対象者  
高等学校衛生看護科及び准看護師養成所既卒者
- (3) 新・旧カリキュラム対応試験いずれかを選択する者  
准看護師養成所及び高等学校衛生看護科卒業者（含む見込者）のうち、休学、留年等の事情により新・旧カリキュラム両方を修習した者

## 7 提出書類

- (1) 受験願書（様式第1号）
- (2) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽、無背景、上半身を正面から撮影した縦6cm横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、准看護師試験受験願書に貼付すること。

なお、写真照合にあたっては、卒業若しくは在学している学校養成所において、その写真が受験者本人と相違ないことの証明を受けること。

- (3) 受験票（様式第2号）
- (4) 受験資格を証明する書類

5の受験資格(1)から(4)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の修業証明書（修業見込証明書を含む）又は卒業証明書（卒業見込証明書を含む）

ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成17年3月4日（金）午後5時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書のいずれかを提出すること。

なお、修業判定証明書又は卒業判定証明書を提出したものにあっては、平成17年3月9日（水）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を必ず提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効となる。

## 5 の受験資格(5)又は(6)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し (原本を提示し、写しを提出すること)

- (5) コンピュータ入力用紙「准看護師試験受験願書データ」
- (6) 合格証書郵送用封筒 (葉書が入る大きさの封筒に送料分の切手を貼付)

## 8 受験手数料

6,900円に相当する茨城県収入証紙を受験願書に貼付のこと。(消印はしないこと)

## 9 受験願書の受付

- (1) 出願に関する書類を郵送する場合

期 間：平成17年 1 月 7 日 (金) から平成17年 1 月14日 (金) までの消印のあるもの

提出先：〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県保健福祉部厚生指導課人材育成グループ

- (2) 出願に関する書類を持参する場合

日 時：平成17年 1 月13日 (木) ・ 1 月14日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで

場 所：茨城県庁 15階 保健福祉部厚生指導課協議室 (水戸市笠原町978番 6)

## 10 受験票の交付

受験願書を受理後、受験資格等の内容審査のうえ、適当と認められる者については受験票を交付する。

## 11 合格発表

- (1) 平成17年 3 月14日 (月) 午前10時から午後 5 時まで、茨城県保健福祉部厚生指導課協議室及び県内各保健所にて合格者の受験番号を掲示して発表する。

また、茨城県ホームページに掲載する。

合格発表の電話等による照会は一切応じない。

- (2) 合格発表後、合格者には合格証書を郵送する。

- (3) 試験結果の開示

開示内容

個人の科目別得点、総合得点

開示方法

合格発表後、平成17年 4 月13日 (水) までの執務時間中、厚生指導課にて、受験票による確認のうえ、本人のみ閲覧することができる。

## 12 受験に関する問合せ先

茨城県保健福祉部厚生指導課人材育成グループ茨城県准看護師試験担当

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

電 話 029 - 301 - 1111 (代表) 内線3149から3152

F A X 029 - 301 - 3179

(表)

## 様式第 1 号

○旧カリキュラム対応試験で受験の場合は、 に「旧カリキュラム」と朱書きしてください。

受験番号 \*

平成16年度茨城県准看護師試験受験願書

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県准看護師試験を受験したいので関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

|               |        |
|---------------|--------|
| 本 籍 地<br>(国籍) |        |
| 住 所           | 〒      |
| ふりがな<br>氏 名   | 男 女    |
| 生年月日          | 年 月 日生 |
| 学校又は<br>養成所名  |        |

- 注) 1 \*印のところは記入しないでください。  
2 本籍は都道府県名を記入してください。  
3 氏名には、必ず「ふりがな」を記入してください。  
4 茨城県収入証紙は、裏面に貼付してください。

写 真  
(縦 6 cm × 横 4 cm)

(カラー・白黒どちらでも可)

平成 年 月 日撮影  
本人と相違ないことを証明  
します。  
平成 年 月 日  
養成所名及び養成所長名・印

(裏)

茨城県収入証紙貼付欄 (6,900円)

(消印しないこと)

|             |                                 |                            |            |
|-------------|---------------------------------|----------------------------|------------|
| 履<br>歴<br>書 | 一般 (最終) 学歴                      | 入学 年 月<br>卒業 年 月<br>(卒業見込) | 学 校        |
|             | 専 門 学 歴<br>(准看護養成所等)            | 入学 年 月<br>卒業 年 月<br>(卒業見込) | 学 校<br>養成所 |
|             | 上記のとおり相違ありません。<br>年 月 日<br>氏名 印 |                            |            |

(表)

様式第 2 号

○旧カリキュラム対応試験で受験の場合は、 に「旧カリキュラム」と朱書きしてください。

平成16年度茨城県准看護師試験受験票

|              |   |      |        |
|--------------|---|------|--------|
| 受験番号         | * | 取扱者印 | *      |
| ふりがな<br>氏 名  |   |      | 男<br>女 |
| 学校又は<br>養成所名 |   |      |        |

\* 印の欄には記入しないでください。

注意事項

- 1 試 験 期 日 平成17年 2 月27日 (日)  
午後 1 時から
- 2 試 験 場 所 茨城大学人文学部講義棟  
茨城県水戸市文京 2 丁目 1 番 1 号
- 3 受験者入室時刻 午後 0 時00分から
- 4 試験オリエンテーション 午後 0 時30分から
- 5 携 帯 品
  - ・ 受験票
  - ・ 筆記用具 (H B 鉛筆, プラスチック製消しゴム)
- 6 そ の 他
  - ・ 受験者はすべて係員の指示に従うこと
  - ・ ゴミ等は必ず持ち帰ること
  - 会場への車の乗り入れはできません。

(裏)

郵便 は が き

50円切手  
をお貼り  
ください。

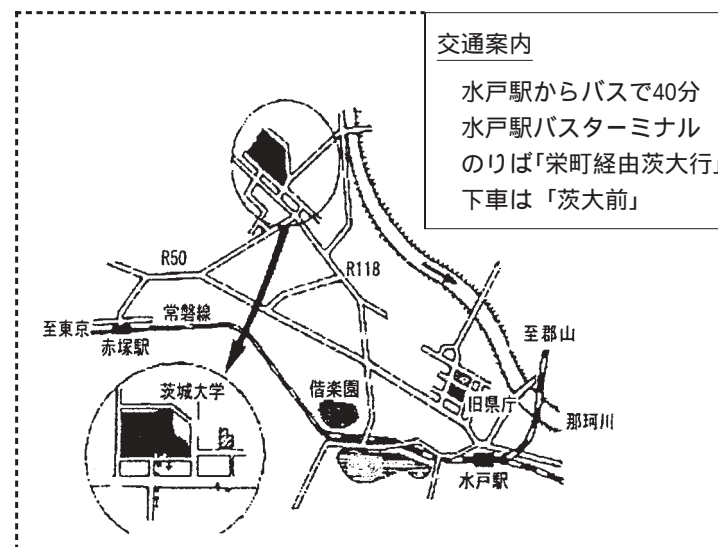







様

試 験 会 場 案 内 図



## 茨城県告示第1431号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第8条第4項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 第1 (仮称) 谷田部SC

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 谷田部SC

つくば市上横場2380 - 22 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成16年3月22日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所            | 代表者氏名   |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社カワチ薬品   | 栃木県小山市大字卒島1293 | 河 内 伸 二 |
| 株式会社スーパーカドヤ | 東茨城郡美野里町羽鳥2737 | 岡 崎 正 光 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年11月9日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,632m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 252台
- (イ) 駐輪場の収容台数 130台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 391m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 44m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前9時
  - (閉店時刻) 午前0時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午前0時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時～午後9時

キ 届出年月日

平成16年 3 月 8 日

2 意見の概要

特になし

第2 ワンダーグー総和店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー総和店

猿島郡総和町東牛谷508 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成16年 3 月11日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所            | 代表者氏名   |
|------------------|----------------|---------|
| 株式会社ワンダーコーポレーション | つくば市西大橋599番地 1 | 小 林 哲 美 |

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年10月25日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,025m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 111台

(イ) 駐輪場の収容台数 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積 38m<sup>2</sup>

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 11m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

7 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 1 時 ~ 午前 2 時

キ 届出年月日

平成16年 2 月24日

2 意見の概要

意見なし

## 第3 ワンダーグー下館店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー下館店

下館市大字菅谷1513番地 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第5条第1項)

平成16年3月25日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏 名 又 は 名 称      | 住 所            | 代表者氏名   |
|------------------|----------------|---------|
| 株式会社ワンダーコーポレーション | つくば市西大橋599番地 1 | 小 林 哲 美 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年11月6日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,019m<sup>2</sup>

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 187台
- (イ) 駐輪場の収容台数 80台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 80m<sup>2</sup>
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 19m<sup>3</sup>

## カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (開店時刻) 午前10時
  - (閉店時刻) 午前0時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午前0時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前1時～午前2時

## キ 届出年月日

平成16年3月5日

## 2 意見の概要

意見なし

## 第4 ワンダーステーションつくば店

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーションつくば店

つくば市小野崎294 - 1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成16年4月1日

## イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 3箇所

（変更後） 7箇所

## ウ 届出年月日

平成16年3月18日

## 2 意見の概要

意見なし

---

## 公 告

---

## ●家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第4項により公示する。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発 生 場 所 | 発生年月日          | 転 帰                               |
|----------|-------|-------------|------|---------|----------------|-----------------------------------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患 畜         | 3 頭  | 高萩市     | 平成16年<br>10月4日 | 家畜伝染病<br>予防法第17<br>条の規定に<br>より殺処分 |

## ●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画下水道を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成16年10月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

下水道（鹿島臨海公共下水道）

## 2 都市計画を定める土地の区域

排水区域 (処理区域)

追加する部分

神栖町知手中央一丁目の一部、知手中央二丁目の一部、知手中央三丁目の一部、知手中央四丁目の一部、知手中央十丁目の一部、大字知手字知手、字砂の各一部、大字日川字草場の一部、大字横瀬字長峰の一部

## 3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 神栖町都市建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成16年10月18日から平成16年11月 1 日

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成16年10月18日

茨城県立中央病院長 大 倉 久 直

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量、落札に係る特定役務の名称及び数量など

特A重油 J I S 1 種 1 号 563キロリットル (予定数量)

## 2 担当部局

茨城県立中央病院

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528

## 3 落札決定日

平成16年 9 月28日

## 4 落札者の氏名及び住所

橋本産業株式会社 水戸営業所

茨城県水戸市笠原町1476 - 1 番地

## 5 落札価格

37.2円 / ㍑ (消費税及び地方消費税抜き額)

## 6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成16年 8 月16日

## 8 落札方法

最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)